

熊本県予防接種センター機能推進事業実施要項

第1 事業の目的

予防接種について、心臓血管系疾患等の基礎疾患を有する者、全身性発疹のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者等(以下「予防接種要注意者等」という。)は、健康状態及び体質を勘案し、注意して接種を実施する必要がある。

このため、小児科医療等の専門家が勤務している医療機関に予防接種センター機能を付与することにより、予防接種要注意者等が安心して予防接種が受けられる体制を整備し、予防接種率の向上を図るとともに予防接種による健康被害の発生の防止に万全を期すもの。また、予防接種に関する知識や情報を提供するとともに、予防接種の事前・事後の医療相談事業を行い、予防接種に対する県民の安心感の醸成に資するもの。

第2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、熊本県とする。

熊本県知事は、医療機関の同意を得て、熊本県内に1か所程度予防接種センター機能を有する医療機関として指定するものとする。なお、「医療機関」とは、病院を想定しているが、地域の実情によりその他の適切な医療機関を指定することも差し支えない。

第3 事業の内容

予防接種センターの機能を有する医療機関は、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 予防接種の実施等

予防接種要注意者等に対する予防接種を市町村からの委託又は依頼により実施する。

また、健康被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応を図るものであること。

(2) 予防接種に関する情報の提供

副反応を含む予防接種に関する情報、さらには感染症に関する情報等の提供を行う。

(3) 医療相談事業

予防接種要注意者等に対し、予防接種の事前・事後における医療相談事業を実施する。

また、県内における予防接種に対する支援機関として、県内の医療機関等からの相談等にも応ずるものとする。

附 則

この要項は平成14年7月30日から施行し、平成14年度事業から適用する。